

リーガルマインドを備えた
税理士や公務員を目指そう!!



「モラリスト×エキスパート」を育む。

立正大学大学院 法学研究科



舟橋 哲 研究科長

社会で通用する資格を得よう!

本研究科は、専門的職業人・公務員養成のための法学教育、および、専門的職業人・公務員等へのリカレントのための法学教育を行うことを目的としており、最近では、特に税理士を目指す皆さんに対する実用法学教育に力を注いでいます。

本研究科は、収容定員の観点からは小規模な大学院ですが、逆にその特徴を活かし、院生の皆さんのニーズに柔軟に対応しながら指導教授を中心としたきめ細かな研究指導を行うことによって、皆さんの研究能力を向上させることを目指しています。

本研究科で共に学んでみませんか。

立正大学大学院法学研究科の特色

税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士などの士業資格取得を目指す方、また、国家公務員・地方公務員志望者への支援制度が充実しています。

- 教員による学修指導が受けられる他、研究会等への参加や、すでに資格を取得・公務員試験に合格し、士業・公務員として活躍中の卒業生との交流を通じて、実務についてより詳しく学ぶことができます。
- 各種情報検索サービスを研究科の施設内で利用できます。
- 学内外の奨学金制度の他、研究科独自の学習奨励制度があります。

公務員や税理士など士業に携わっている方へのリカレント教育が充実しています。

たとえば… ■ 公務員(地方上級)のリカレント教育に対応するカリキュラム

基礎科目群 「法学研究入門1・2」「公法1・2」

発展科目群 「ジェンダー法学特講1・2」「社会保障法特講1・2」

コア科目群 「憲法特殊研究1・2」「行政法特殊研究1・2」「環境法特殊研究1・2」
「政治学原論特殊研究1・2」「政治思想史特殊研究1・2」「行政学特殊研究1・2」
「行政法演習」「環境法演習」「行政学演習」等

法学未修者の社会人学生でも無理なく学べるカリキュラム・時間割です。

- 「法学研究入門1・2」など、リーガルライティングやリーガルリサーチ等法学の研究方法について一から学べる科目が設置されています。
- 主要な科目は平日午後6時以降と土曜日に配置されています。
- 一部の科目はオンラインで受講できます。



法学研究科の教育目標

修士課程

法学研究科法学専攻は、専門的職業人・公務員養成のための法学教育、および、専門的職業人・公務員等へのリカレントのための法学教育を行い、この教育プログラムを通じて身に付けることのできる法律専門知識および法的推論能力をリーガル・マインドに基づき社会において適正に活用できる人材を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うことを、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的として定めています。その実現のために、以下のように、「教育目標」ならびに、「修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を定め公表します。

教育目標

法学研究科法学専攻は、その修士過程教育プログラムを通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、法学分野における「モラリスト×エキスパート」を養成することを教育の目標とします。

法学研究科の三つの方針

①入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

法学研究科法学専攻では、研究科の教育目標に共感し、研究意欲をもって取り組むことのできる下記のような者の入学を期待します。

学力の三要素に即した求める人物像

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度>

- 現代社会のさまざまな問題に対して法学的な視点からの深い関心を持ち、その問題解決のために積極的・主体的に貢献する意欲をもっている者。
- 法学的な視点からの多様な問題関心を有する他者との協働により、現代社会のさまざまな問題の解決方法を積極的に探究する意欲をもっている者。

<思考力・判断力・表現力>

- 現代社会のさまざまな問題に対する基本的な思考力・判断力を有している者。
- 根拠に基づいて論理的に考え、表現することができる者。

<知識・技能>

- 法学に関する専攻分野の基本的な知識を有している者。
- 基本的な法的推論能力を有している者。

入学までに身につけてほしい知識・能力等

- 専門的職業人(税理士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、等)を目指す者は、法学に関する専攻分野の基本的な知識と経済・社会分野の基本的な問題解決能力
- 公務員を目指す者は、法学・政治・経済分野の基本的な知識
- 専門的職業人・公務員のリカレント教育を受ける者は、法律問題、社会・政策問題の基本的な分析能力

②教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

法学研究科法学専攻修士課程では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる能力・資質を身につけるために、学問分野に関する科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた高度な授業を開講します。

- 多様な科目を配置し、現代社会のさまざまな問題に関する幅広い法律専門知識を身に付けることができるカリキュラムを編成します。
- 各法分野における理論的な問題に取り組みながらも、現代社会における具体的な実践的課題にも取り組むことができるカリキュラムを編成します。
- 基礎科目群・コア科目群・発展科目群を配置することにより多段階的な学習指導を実施します。
- 修士論文作成のための指導を中心としたカリキュラムを編成します。
- 「演習」における論文指導教員による個別論文指導を実施します。

③修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

法学研究科法学専攻における修士の課程を修めたうえで、下記的能力・資質を身につけた者に学位を授与します。

<関心・意欲・態度>

- 現代社会に生じるさまざまな問題に対して法学的な視点からの問題関心をもっている。
- 法律専門知識と法的な思考力を用いて現代社会の諸問題に対する公正かつ衡平な解決を導き出そうとする態度を身につけている。

<思考・判断・表現>

- 現代社会の諸問題を法学的な視点から多角的に分析することができる。
- 法的な思考をすることができる。

<知識・理解>

- 各専攻法分野の判例・学説等についての法律専門知識を身につけている。

<技能>

- 各専攻法分野の問題について法解釈論を展開することができる。
- 各専攻法分野における法律専門知識と法的論理を用いて法律論文を作成することができる。

リーガルマインドとは何か？



■ 社会には様々な問題が発生しています。

暴力を用いるのではなく、平和的に解決するためにはどうしたら良いのでしょうか？

○あらかじめ民主的に定められた法律という社会のルールを用いて解決します。

ただし…

法律は全ての国民に(場合によっては日本に居住、滞在している外国人にも)適用できなければならないので、必然的に曖昧な規定にならざるを得ません。

➡ 法律はほとんど常に抽象的な文言からできています。

➡ 解釈の仕方によって、法律の文言からは様々な意味が出てきます。

より多くの人々が納得できる解釈をすることが、平和的な解決に直結します。

法律をどのように解釈すれば、正義に合うかを考えることが必要!正義に合った解釈であれば、より多くの人々が納得できるから。

リーガルマインド(Legal Mind)

法律を公正・公平な観点から論理的に解釈し、人々の具体的な権利を守る考え方。

必ずリーガルマインドに基づいて、法律の文言を具体的な事件へ適用するよう心がける必要があります。

税理士を目指す方

税理士試験の科目免除だけではもったいない!

■ 税法で修士論文を書いて修士号を取得すれば…

国税審議会審査後、**税法科目が2科目免除**になります。(税理士「税法」科目免除大学院)



ただし…

科目免除を受けるためには、講義・演習で34単位(この内、修士論文の指導のための演習が4単位)取得が必要になり、かつ、修士論文の作成も行う必要があります、実はそれほど易しい訳ではなく、かなりの学修が必要になります。

※立正大学大学院法学研究科は、税法科目が多数設置(演習の他、税法特殊講義、租税手続・争訟特講等、現在開講科目では20単位分)されていますが、それでもどうしても憲法や民法・商法・行政法・刑法といった税法以外の法学系科目を学修する必要があります。

逆に…

これを機に、法律を幅広く学修することでリーガルマインドを身に付けることができるようになり、将来、争訟(行政不服申立てと行政事件訴訟を併せてこのように称します)にも対応できる税理士になることができます。

争訟にも対応できる税理士になるために、大学院法学研究科でしっかり法学を基礎から応用まで学び、リーガルマインドを身に付けておきましょう!!

専任教員

★印は指導教員

★教授 新井 敦志 (民事法・財産法)
★教授 李 斗 領 (環境法)
★教授 岩 切 大 地 (憲 法)
★教授 位 田 央 (行政法)
★教授 川真田 嘉壽子 (国際法)
★教授 澤 野 和 博 (民事法・財産法)
★教授 鈴 木 隆 史 (民事法・家族法)
★教授 高 橋 賢 司 (労働法)
★教授 出 口 哲 也 (商事法)

★教授 友 田 博 之 (刑事法)
★教授 中 神 由美子 (政治学)
★教授 長 島 弘 (税 法)
★教授 永 田 高 英 (国際法)
★教授 馬 場 里 美 (憲 法)
★教授 早 川 誠 (政治学原論)
★教授 舟 橋 哲 (民事法・財産法)
★教授 堀 井 智 明 (商事法)
★教授 丸 山 泰 弘 (刑事政策)

★教授 村 田 和 宏 (刑事訴訟法)
★教授 山 口 道 昭 (行政学)
★教授 山 下 学 (税 法)
准教授 岡 崎 まゆみ (法 史 学)
准教授 姜 連 甲 (経 済 法)
★准教授 黒 石 英 毅 (商事法)
准教授 柴 田 龍 (民事法・財産法)

各種制度

学内の研究科との連携による相互履修制度をはじめ、入学試験制度や履修制度などに様々な制度を用意しています。

1. 単位先取履修制度

本学の学部生が、学部卒業後に本大学院入学を考えている場合、学部4年次から大学院開設科目を履修できる制度です。本大学院に入学後、学部時に履修した大学院科目の単位(10単位を超えない範囲)を取得したものとみなし、大学院修了に必要な単位数に算入することができます。

2. 修士課程1年修了制度

本大学院研究科委員会が特に優れた業績を上げたと認められた者については、取得した単位が修了要件を満たし、学位論文等も合格した場合、1年間で修士課程を修了できる制度です。学部入学から最短5年で修士号が取得できます。ただし、1年間で必要な単位をすべて取得することは困難ですので、単位先取履修制度を利用して、あらかじめいくつかの科目を履修しておく必要があります。

3. 研究成果報告(リサーチペーパー)制度

本大学院研究科委員会が修士課程の目的に応じて適当と認められたときは、「特定の課題についての研究の成果」の審査をもって修士論文の審査に代えることができる制度です。

4. 長期履修制度

社会人や、出産・育児・介護等の事情のある方など、2年の原則修学年限では大学院の修了が困難な方に対し、修学年限を3年または4年に延長する制度です。その際の授業料等は、原則修学年限分の総額を長期履修制度による修学年限(3年または4年)に分割した額を1年分とします。

5. 相互履修制度

本大学院において教育上有益と認め、各研究科が認めている相互履修会報科目を学内の他研究科の学生が履修し単位を取得した場合、10単位を超えない範囲で自研究科で履修した単位とみなす制度です。利用の際には、指導教員に相談して下さい。

奨学金制度

日本学生支援機構等、学外の奨学金制度のほか、本学独自の給付型の制度として、次のような奨学生制度があります。

① 橘 経済 支援 奨 学 生

経済的な理由により学費の支弁が困難である勤勉な学生に対して学費減免を図ることにより、その学修・研究活動を奨励し、有為な人材を育成するための制度です。

② 研究科別奨学生(法学研究科)

(1) 内部進学者奨学金

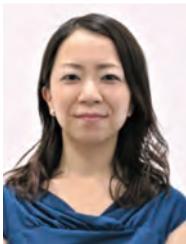
立正大学法学部からの進学者に対して給付される奨学金です。

(2) 税理士試験科目合格者奨学金

税理士試験科目を2科目以上合格している者を対象とする奨学金です。

その他、本研究科独自の奨励制度として、資格取得奨励制度や、土業学修奨励特別補助制度(土業資格取得のために予備校に登録した場合、予備校の授業料の一部を支援する制度。申請者全員が対象になります。)があります。

推薦図書紹介



木庭 顕『誰のために法は生まれた』 朝日出版社、2018年

<https://www.amazon.co.jp/誰のために法は生まれた-木庭-顕/dp/4255010773>

「替えのさく人間なんて一人もいない(本書帯文より)」、だから追い詰められた誰かを守るために法がある、と本書の筆者は語ります。また、そうして古今東西で編み重ねられてきた法を理解するためには、なにより他人の切実な苦痛へ共感する豊かな想像力が必要である、と。本書は、さまざまな映画や古典作品、判例をテーマに取り上げて実際におこなわれた筆者と中高生たちとの対話をもとに編まれています。身近な話から始めて、気づけば法の深淵を考えさせられる、これから法学を学び始める大学院生・学部生(そして法律に希望を見出せなくなった法学既習者)にはぜひ手に取ってほしい一冊です。

法学は、人の機微に無関心なイメージを持たれがちですが、本来は法を通して自分とは異質な他者と向き合うことから始まる学問です。誰かを守るための「正解」を見つけることは簡単なことではありませんが、それでも諦めなかった人々の法の営みを、本書を通してぜひ触れてみてください。

〔准教授〕

岡崎 まゆみ
(法史学)

その他推薦図書

- 弥生真生・穴戸常寿編『ロボット・AIと法』有斐閣、2018年
- 道垣内弘人「プレップ法学を学ぶ前に(第2版)」弘文堂、2017年
- 江頭憲治郎『株式会社法 第7版』有斐閣、2017年
- ヤン＝ヴェルナー・ミュラー著(板橋拓己訳)『ポピュリズムとは何か』岩波書店、2017年
- 樋口陽一『憲法入門(6訂)』勁草書房、2017年
- 岡邊健『犯罪・非行の社会学―常識をとらえなおす視座―』有斐閣、2014年
- 山口道昭『政策法務の最前線』第一法規、2015年
- 浜林正夫『人権の思想史(歴史文化ライブラリー)』吉川弘文館、1999年
- 長尾龍一『法哲学入門』講談社、2007年
- 良知力『青きドナウの乱痴気一ウィーン1848年』平凡社ライブラリー、1993年
- 団藤重光『法学入門 初版』筑摩書房、1973年
- 水島治郎著『ポピュリズムとは何か―民主主義の敵か、改革の希望か』中央公論新社、2016年
- 塩田浩之『越境者の政治史 アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会、2015年

教員コラム



〔教授〕
山下 学
(税法)

税法は生きた学問—世の中の動きと税法を研究しよう

大学院修士課程に進学した皆さんは、研究者の卵としての第1歩を踏み出します。これは、皆がみんな研究者を目指すということではなく、実務の世界へ研究手法を活用しようとする人も同様です。税法分野のみならず基礎法学、法律学の知識を身につけないと、税法の解釈と適用をすることはできません。

税法は「予算関連法」であり、国や地方自治体に最も重要な「歳入」を賄うための重要な財源となります。新型コロナウイルスが世界中に大きな禍をもたらした、経済・社会に大きな影響をもたらしました。それを克服し、新しい経済・社会を作る財源も税金です。つまり、税法は、常に今ある課題に挑戦し未来を考える政策に結びつく財源となり、明るい未来と公平・平等な社会を作る上で、予算の策定と共に毎年改正されていかななくてはなりません。

研究者の卵として税法学を研究するには、税法の変遷、憲法の要請である租税法律主義、法律の番人である裁判所の裁判例や、自らが新しい知識の「引出し」を増やしていき、自らの考えを持たなければなりません。これまで、少子高齢社会や社会保障が問題とされていましたが、そこにコロナ禍での緊急対策のための国や地方自治体の支出、アフターコロナの再建等々、またコロナにより変化している働き方や行動の変革を含めて、新たな問題が顕在化してきました。法学学の研究も常にアップデートが必要です。

法学研究科教員と一緒に、法学学としての税法学を学び、研究し、アップデートをしていきましょう！来たれ、立正大学法学研究科へ！



〔教授〕
長島 弘
(税法)

AIの発達と税理士

AIが発達する結果、なくなる職業として、税理士や会計士が話題に上がります。

オックスフォード大学のオズボーン氏他「雇用の未来—コンピューター化によって仕事は失われるのか」によれば「税務申告書代行者」「簿記、会計、監査の事務員」がなくなるとされ、また野村総研の「日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に」によれば、「人工知能やロボット等による代替可能性が高い100種の職業」として「会計監査係員」と「経理事務員」が挙げられています。

この予想は正しく、経験則に基づいてのみ行っている記帳代行や税務申告書作成代行者は淘汰されるものと考えられます。

現在税理士事務所の主な収益源は、記帳代行です。また、税理士法として税理士の本来業務として位置付けられているものは税務代理ですが、その中の収益源は、税務申告書作成代行です。まさしく、これから淘汰されると危惧されている領域です。しかし、税理士法において、税理士のみが税務代理を行えるのですから、淘汰といっても無くなることはなく、むしろ税理士事務所がAIを導入して、業務の効率化を図ることになり、その結果、資格を持たない税理士事務所の職員が淘汰されることになるでしょう。

もっとも税理士も、単に経験則や、国税庁の発達した通達(法的には単に、国税庁側の税法解釈にしか過ぎない)を無批判に受け入れ、それに機械的に当てはめるような業務をしていれば、早晚、AIに取って代わられるのは間違いないでしょう。しかし税理士は、税理士法上、会計の専門家ではなく、唯一の税法の専門家です。公認会計士は会計監査の専門家であり、弁護士は税法を含む幅広い法律の専門家ですが、税法に特化した税法の専門家は、税理士だけなのです。

税理士が、税法解釈力を身に付けた税法の専門家として、状況に応じた個別の判断をする存在ならば、AIに取って代わられることはありません。

しかし、現在の税理士試験制度における税法の試験は、国税の解釈を無批判に覚え、それを答案に示すことが求められます。しかし通達も一解釈にしかすぎません。自ら税法を解釈し、判断する力を身に着けなければ、AIに取って代わられてしまいます。

そこで、自ら税法の条文に取り組み、解釈する力が必要になりますが、そのためには、大学院の法学研究科で、税法のみならず、様々な法領域を勉強してこそ育めます。そこで本学の大学院で共に学ぶことをお勧めします。



〔准教授〕
柴田 龍
(民事法・財産法)

科学技術と法

人工知能をはじめ、科学技術はめまぐるしい進歩を続けています。科学技術と法学は、あまり関係がないように思えるかもしれませんが。しかし、先進技術は新たな問題を引き起こす可能性があり、法的規制のあり方を考える必要があります。

たとえば運転者のいない完全自動運転車が開発され、ネットワーク化されている場合を考えてみましょう。このような技術が開発されることによって、事故の減少が期待されています。しかし、事故がゼロになることはないと言われています。事故が発生した場合、現在自動車損害賠償保障法によって、被害者を迅速に救済することが可能ですが、この制度は運転者が存在していることを前提としており、今後も維持できるかどうかを検討する必要があります。

また、いままでの事故原因は、運転者を中心に考えられており、運転者がいない完全自動運転車では事故の原因がどのようなものであったかを考える必要があります。この場合、事故が起こった以上、自動車を製造した製造業者に問題があったのではないかと、あるいはネットワークを介した情報に誤りがあったことが原因かもしれません。再発防止のための原因究明をどのようにするのか、損害賠償の負担なども検討しなければなりません。

このような問題は現在国際的に議論が活発となっており、さまざまな法律上の基本的概念の再検討(責任を負うのはなぜか、義務を負うことができる人は誰かなど)が必要とされています。



〔教授〕
李 斗 頌
(環境法)

行政処分もロボット(人工知能)が下す時代到来?

近年、第4次産業革命という言葉を目にすることも多いと思われます。第4次産業革命とは、人工知能、ロボット工学、生物工学、ナノテクノロジー、量子コンピュータ、インターネット、3Dプリンター等の産業のことを指します。例えば、自動運転車等の多岐に渡る分野においての新興の技術革新のことをいいます。第1次産業革命(鉄と繊維工業)、第2次産業革命(鋼鉄、石油、電力等)、第3次産業(インターネット、情報通信技術(ICT)、パソコン産業等)とは、どのような相違点があるのか、法的な観点に立ち検討することも必要であると思います。

AI時代においては、科学技術の変化による行政運用の変化として、とりわけ公的業務を遂行する際、紙ベースのみならず電子文書が多く使用され、行政サービスに対する公文書発給等はインターネットを通じて行うケースもあります。

特に、行政決定の自動化の代表的な利用域である、道路交通信号、税金の決定の時、電子機器を媒介し行政庁の業務が遂行している例があります。すなわち市民に対する直接的な効力を及ぼす行政決定(処分)も電子的方式によって処理されています。例えば、全自動化された設備により行政作用が行われる法制度として、2016年7月にドイツで公表された「課税手続の現代化に関する法律(Gesetz zur Modernisierung des Besteuerungsverfahrens)」は、興味深い法的な規律であることから注目されています。

この法律の制定後、ドイツの連邦行政手続法も同時に改正されました。その内容は、「課税手続の現代化に関する法律」が実現できる運用として、連邦行政手続法第35a条に「行政行為の完全自動化による発令」が可能であると文言が追加されました。新たに規定された内容は、「法令により許容された裁量判断及び判断余地が存在しない場合に、行政行為は完全自動化された設備により発令できる」としています。

要するに、自動化により行政運用においても、人に代わる行政行為が発動できる法的な根拠が確保できる時代が訪れていることを意味しています。AIによる行政決定の実現化のメリットとしては、人的・物的資源の節約、手続の迅速化、算出された行政決定の中立性及び客観性の確保が挙げられます。しかし、デメリットは、行政手続過程の当事者間の権利の弱化、個別事案に対する対応、また、予知できない違法な結果による算出が出された場合、伝統的に行政行為が上級行政機関による指示の修正等が不可能になる場合や、プログラム上の問題に対する適切な判断が不可能になる点等の行政法学的な側面から多くの検討課題も存在しています。全自動運転による民事上の責任のみならず、公的部門の全自動化による行政法上の責任問題においても今後紛争事例の蓄積を勘案しながらバランスある具体的なルールが必要になってくると思われます。

先輩達からのメッセージ



〔社会人入試〕
関谷 憲生

本研究科は多くの会社が近隣にある立地、コロナ禍でも学修を進められるITインフラ、社会人に対する配慮など、仕事と学問を両立できる環境が整っており、日中は働いている院生も多く在籍しています。また、授業を通して法律専門知識を身につけることができるだけでなく、税務に関する研究会を聴講する機会もあり、研究のヒントを得ることができます。そして研究の方針、疑問、悩みなど指導教授や先生方に気軽に相談することができ、指導、助言を頂きながら研究を進めることができます。



〔一般入試〕
小泉 真晃

本研究科は法学の専門的な知識を学べるだけでなく、多くの判例や租税裁判に触れることができるため、法律家として大切な租税条文をしっかりと解釈する力を身に付けることができます。研究会に参加する機会も多いため、研究を進めるのにとても良い環境が整っています。



〔社会人入試〕
福正 大輔

本研究科は初学者でも安心して学べる環境で、働きながら通いやすいカリキュラム構成です。議論の機会も豊富で、フィールドワークも体験できました。人と環境が整った立正大学で刑事政策を学ぶことで知識や仲間を得るだけでなく、キャリアの幅も広がります。



〔社会人入試〕
佐々木 淳一

法学研究科で学ぶ最大のメリットは税理士試験の受験では修得しなかった法的思考力がつくことです。私は以前に資格の専門学校で税法の講師として消費税法を教えていました。法学研究科で学んだことにより、教えていた時には気が付かなかった論理的な矛盾等について、意識できるようになりました。法学研究科では受験対策では学べない判例研究や法律の解釈の仕方、その他税法以外に民法や会社法なども基礎から学ぶことができます。

法学研究科で学んだことは税理士として働く今でも実務に直結する知識が多く、共に学んだ仲間や指導教授との繋がりも税理士試験だけでは得られなかった貴重なものだと思います。



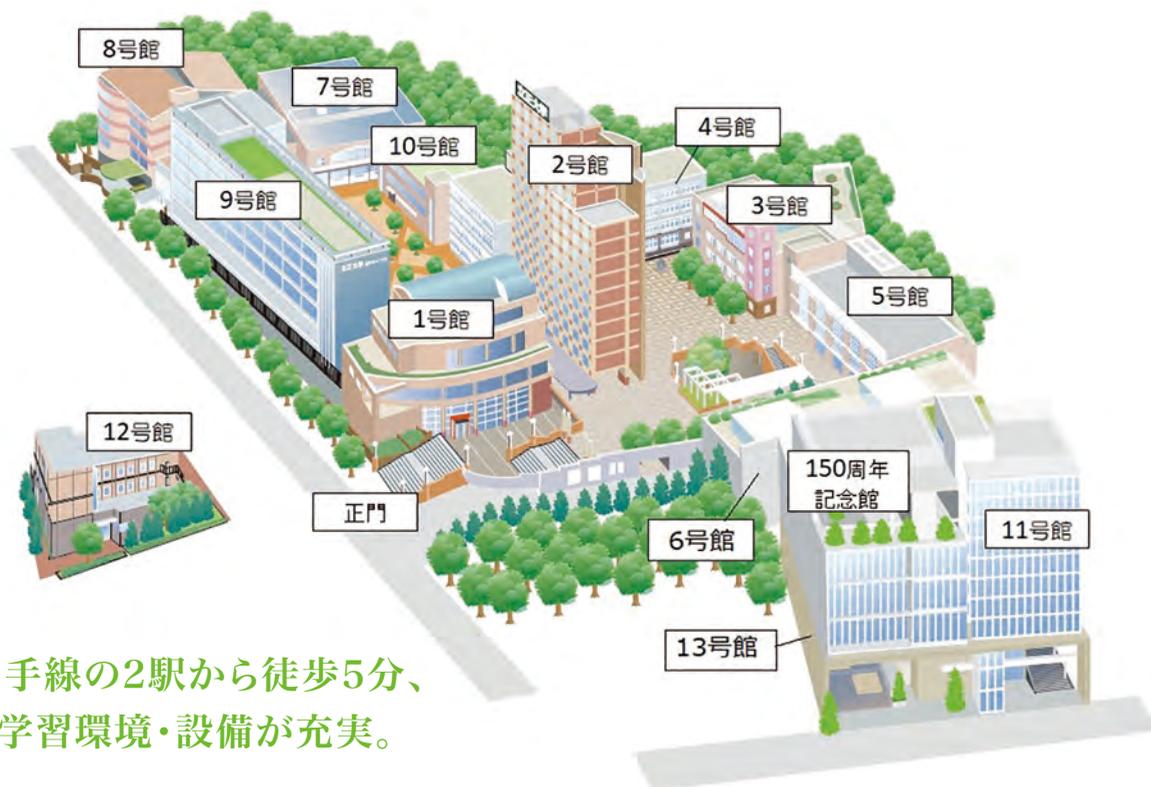
〔社会人入試〕
安田 健太郎

「租税法律主義」や「公平負担の原則」などの租税法の基本理念は、税理士試験の受験勉強や税理士事務所での実務を通じて学ぶことは難しいのが現実です。税法は、税の納付に関する国と国民との間の法律関係を規律する公法であり、国の行う課税処分等は行政処分であるため行政法の一般理論が適用されます。また税法は多くの私法とも関係が深いため、特に民法・商法・会社法などの理解も必要になります。これらを網羅的かつ体系的に学べるのが、立正大学大学院法学研究科です。各分野の専門家の先生方が、基礎から応用論点まで丁寧に教えてくれます。論文指導教授の講義では、過去の重要判例や最新の租税裁判等の検討を通じて、問題意識や論文を書くために必要な法的思考力についてしっかりと指導してくれます。論文指導教授に限らず、全ての先生方がとにかく親身になってサポートしてくれます。設備や資料文献等も充実し、恵まれた環境の中で安心して研究活動を行うことができます。

法学研究科Q&A

- Q1** 現在、地方在住で会計事務所に勤めている社会人です。入学後、平日1日、土曜日・日曜日を利用して修士号を取得できますか。
- A1** 修士号を取得するためには30単位以上の単位を取得する必要があります。また、税理士試験科目免除を受ける場合には34単位以上が必要です。本研究科の開講科目は土曜日と平日夜間が中心で、日曜日に開講する科目はありませんので、2年間で必要な単位を取得するためには、土曜日に加えて平日夜間に最低2日は登校する必要があります。なお、長期履修制度(→「各種制度」参照)を利用する場合、土曜日と平日1日で必要単位の取得ができる可能性もありますのでご相談下さい。
-
- Q2** 税理士試験2科目免除の要件について教えてください。
- A2** 本研究科は、税理士試験科目免除大学院として認可を受けています。税理士試験2科目免除を受けるためには、「税法特殊研究」、「税法演習」を必ず履修しなければなりません。その後、修士号を取得し、その論文が国税審議会の審査に合格すれば、2科目免除を受けられます(→「税理士を目指す方」参照)。
-
- Q3** 現在、公務員を志望しています。1年目で公務員試験に合格した場合、大学院は中退となるのですか？
- A3** 修士課程1年修了制度(→「各種制度」参照)を利用すれば、1年で修士号を取得し、修了することは可能です。ただし、1年間で必要単位をすべて取得することは事実上困難です。立正大学法学部に在学している場合は、単位先取履修制度(→「各種制度」参照)を利用して、大学院入学前にあらかじめ一定の単位を取得することが可能ですので、ゼミ指導教員にご相談下さい。
-
- Q4** 奨学金制度について詳しく教えてください。
- A4** 本研究科の院生が利用可能な奨学金制度は、本パンフレット「奨学金制度」をご覧ください。そのうち、日本学生支援機構など学外の奨学金制度や、本学全体に共通の奨学生制度については、本学ホームページに詳細が記載されていますので、ご確認ください。研究科別奨学生、および本研究科独自の奨励制度については、本研究科事務室までお問い合わせ下さい。

品川キャンパスマップ



山手線の2駅から徒歩5分、
学習環境・設備が充実。

アクセスマップ



「モラリスト×エキスパート」を育む。

立正大学大学院 法学研究科

〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16

【法学研究科事務室】TEL.03-3492-3183 FAX.03-5487-3345

■立正大学公式サイト <https://www.ris.ac.jp/>

立正大学法学研究科
オリジナルサイト

